

届出保育施設等
(認可外保育施設等) の

令和3年
9月1日から

保育料負担軽減事業 を始めます。

0歳から2歳児クラスで、「保育の必要性」があり、
「年収約470万円未満の世帯」の保育料が軽減
されます。

○次の施設・事業を利用している方が軽減の対象となります。

- 届出保育施設（認可外保育施設）
- 企業主導型保育施設
- 幼稚園、認定こども園が子育て支援で実施する2歳児の受け入れ事業

※令和元年10月より開始している国の幼児教育・保育の無償化の対象となって、既に軽減を受けている方は、新たに実施する「保育料負担軽減事業」の軽減を受けることはできません。

保育料の軽減を受けるためには、鶴岡市へ申請手続きが必要となります。
利用施設、事業により、条件や軽減の期間、軽減額が異なります。
詳しい手続きや軽減の条件等については、下記の鶴岡市子育て推進課へお問い合わせください。

※鶴岡市が実施する保育料負担軽減事業は、山形県事業である「保育料の無償化に向けた段階的負担軽減事業」の一環として実施するもので、令和3年9月1日から当分の間、保育料を軽減します。